平成２４年（フ）第１４２号
千葉県八街市八街ほ970番地15
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４５号
千葉県成田市加良部５丁目３番地　１棟502号
債務者　今村佐久子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４６号
千葉県佐倉市上志津1669番地76　ベルドゥムール志津駅前204号
債務者　井上　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４８号
千葉県白井市大山口２丁目８番４棟506号
債務者　水野　章子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５１号
千葉県四街道市旭ヶ丘４－５－４、住民票上の住所千葉県成田市大袋255番地20　サンパーク成田四番館303号
債務者　本間喜代志
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６１号
千葉県成田市玉造７丁目14番地　５棟502号
債務者　大山　直子（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０６号
愛知県安城市横山町大山田中71番地29
債務者　菅原　恭一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
愛知県みよし市三好丘あおば１丁目９番地４
債務者　五十嵐　悦
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
岡山県倉敷市玉島中央町３丁目12番６号
債務者　福武婦美子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
高知市六泉寺町135番地１　エステート六泉寺D201
債務者　白岩　ルツ
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１０号
高知市九反田11番14号　大崎マンション４Ｆ
債務者　山本　美智
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７６号
神奈川県小田原市曽比1824番地　フジメゾンA202
債務者　小川　時恵
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２０１号
横浜市瀬谷区瀬谷４－12－７、住民票上の住所青森県十和田市大字藤島字藤島111番地７
債務者　渡邊　優貴
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４５号
横浜市中区松影町３丁目10番地17　ホテル21－704号室
債務者　西澤　正則
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５２号
東京都小平市大沼町１丁目170番地の３大沼町１丁目第３アパート３－206号
債務者　浦　　柱二
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２０７号
神奈川県藤沢市片瀬山３丁目10番７号　片瀬山テラスＡ
債務者　北原　淳史
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３４号
横浜市港北区大倉山３丁目55番14号　ハニイ大倉山201号
債務者　吉川　富和
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部